平成２２年（フ）第２０７号
沖縄県宜野湾市大謝名２丁目20番18号
債務者　川満　健一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２１３号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目24番９号201号室
債務者　知念　　忍（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２４７６号
東京都杉並区堀ノ内３丁目11―11―201
債務者　清水きよ子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６８７号
東京都足立区谷中４丁目14―４―301
債務者　今井　一敏
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７２７号
東京都新宿区矢来町43―401
債務者　青木　正文
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１２号
静岡市清水区平川地６番21号　ペア・ハイツ201
債務者　鈴木　紀夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１３号
静岡市清水区平川地６番21号　ペア・ハイツ201
債務者　鈴木みどり
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１８号
静岡県焼津市駅北５丁目４番21号
債務者　松本　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４６号
静岡市清水区有東坂５番49号　有東坂ヒルズ207号
債務者　杉山　正昌
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３５号
静岡県焼津市柳新屋456番地の１　グリーンハイツ萩原Ｂ202
債務者　川村　修子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３４号
さいたま市中央区円阿弥７―８―９
破産者　株式会社日本フレビス
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第８９号
奈良県天理市上総町235番地
破産者　豊国産業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
千葉県旭市萬力2645番地
破産者　小林ヨシ江
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３５１号
石川県石川郡野々市町御経塚１丁目543、商業登記簿上の本店所在地石川県小松市問屋町22番地２
破産者　有限会社北陸宅配センター
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
三重県四日市市伊倉３丁目４番８号　カーサ伊倉Ｂ棟108号室、住民票上の住所三重県伊賀市東高倉1319番地の１
破産者　有島　　弘
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
三重県四日市市市場町938番地８
破産者　坂口　一也
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３６０４号
大阪市淀川区東三国１丁目９番20号
破産者　有限会社八城
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部